

東日本税理士法人

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 2-27-17

TEL 03-5951-0707 FAX 03-5951-0710

医師・歯科医師のための

「生命保険対策」

東日本税理士法人 監修

東日本介護情報ネットワーク事業協同組合 理事長 樋口正美

東日本税理士法人 税理士 安松奈穂

生命保険を活用した相続対策および退職金準備

1、生命保険は相続対策にいろいろ活用できます

生命保険は保険種類の選び方や契約携帯など保険設計の仕方によって、相続対策に役立つ活用ができます。具体的には、相続対策における、

- ① 相続税の納税資金の準備
- ② 遺産分割問題への対処
- ③ 相続財産の圧縮

など、様々な対策を講じることができます。「相続対策について考えなくては・・・」と思っている医師・歯科医師の皆様には、ぜひ、生命保険の活用をお勧めいたします。

① 生命保険で相続税の納税資金を準備

仮に相続税を試算した場合、相続税額が3億円になる人がいたとします。預貯金など納税時にすぐに活用可能な現金資産で3億円がすでに用意できている人は、そのまま相続財産のほとんどが土地・建物で、現金があまりないという場合や、現金資産はあるが業の後継者である相続人に対して潤沢な現金資産を相続したいので相続税の納税資金として使いたくない、と言うような人の場合は、相続が発生すると土地・建物などを処分しなければ相続税は支払えないこととなります。こうした問題を回避し、納税対策に頭を悩ますことなくスムーズに、相続税の支払いを完了したいものです。そのためには、納税資金の準備を早いうちからしておかなければなりません。3億円という納税資金は、そう簡単に積み立てられるわけではありません。また、3億円の納税資金が積み立

てられるまでに相続の発生が待ってくれるとも限りません。相続は、いつやってくるかわからないのです。もし、保険金額3億円の生命保険に加入していれば、万一の時に3億円の生命保険金が支払われます。相続発生時と生命保険支払時は同時ですから、保険会社から受け取った生命保険金3億円を、そのまま相続税の納税資金として充当することができます。また、契約成立後は、生命保険金3億円が確約されていますから、いつ相続が発生しても対処できるというわけです（定額保険の場合）。

② 生命保険で遺産分割問題に対処

相続財産のほとんどが居住居等の不動産というような人の場合、不動産を相続人に分割するのは事実上困難で、遺産分割問題、俗に言う“争続”問題が生じかねません。生命保険はこうした争続問題に対処することもできます。たとえば、子供が3人の場合、長男が不動産を相続するなら、次男、三男は生命保険金等を受け取るようにしておけば、遺産分割問題を円滑に処理することも可能です。

③ 生命保険で相続財産を圧縮

相続財産のすべてがそのまま相続税評価額になるわけではなく、財産の種類によっては非課税枠があったり、あるいは課税されない財産もあります。課税される財産から課税されない財産差し引いたものが相続税の「課税価格」と呼ばれ、これが相続税の対象額となります。相続税対策はまず、この課税価格を圧縮することからはじまります。たとえば、相続財産を連年にわたって贈与して減らしたり、債務を増やしたりする方法が代表的な対策方法です。生命保険を活用すると次のような対策を実施することができます。

(1) 対策その①「死亡保険金の非課税枠」を活用する

生命保険の死亡保険金には法定相続人1人あたり500万円の非課税枠があり、生命保険に加入すると、これを活用することができます。たとえば、相続財産として死亡保険金が3億円あった場合、3億円がそのまま相続税評価額になるのではなく、法定相続人が妻と子供3人の計4人の場合であれば、2億8000万円（3億円－500万円×4人）が評価額となります。これは預貯金などのほかの金融資産にはない特典と言えます。

(2) 対策その② 保険料の贈与で相続税を減らす

贈与税には110万円の基礎控除があり、毎年の贈与税額が少額の場合は、贈与税がかからないか、あるいは少額で済みます。そこで、毎年、相続人に生命保険の掛け金を贈与していくわけです。相続財産が確実に減るばかりでなく、妻や子供等の財産形式にもつながります。

2、生命保険で役員退職金を準備することができます

個人開業医から医療法人になることで、理事長や理事に対して、役員退職金を支給することが可能となります。一口に役員退職金と言っても、①具体的にどのくらいの金額が妥当であるか、②医療法人における退職金支払い時の会計処理は、③退職金の準備はどのように進めればよいか、など、様々な課題があるのも事実です。

①役員退職金の妥当な金額

医療法人において、役員退職金の支給金額の計算は、中小法人の場合と同様の考え方となります。具体的には、

役員退職金＝退職時の役員報酬月額×役員在任年数×功績倍率（＋功労加算）

死亡退職の場合には死亡退職金に加算して、

- ・ 業務上の死亡・最終報酬月額×36ヶ月
- ・ 業務外の死亡・最終報酬月額×6ヶ月

が弔慰金として税務上損金として認められています。

* 功績倍率：医療法人設立時から計算し、個人開業の期間は役員在任年数に加算されません。

* 功績倍率：理事長で3.0倍程度です。

* 功労加算：役員退職金の30%上乘せが限度です。

従業員に対する退職金と異なり、役員退職金を損金処理する額には限度額があります。役員退職金の計算方法にはいろいろありますが、過大な退職金であるかどうかの判断基準として、前期の計算式は覚えておく必要があるでしょう。

②生命保険活用例

役員退職金準備のために活用する保険種類としては、定期保険、終身保険、養老保険のいずれも対応可能ですが、一般的には「90歳超の定期保険」がよく活用されています。生命保険の設計にあたっては、勇退退職金の支給額を仮設定し、その金額と解約返戻金を同じにする方法がありますが、現実には、支払保険料が高額となる場合は、退職金の一部を解約返戻金で賄うこととし、支払可能な範囲で保険金額を決めることが多いようです。ここでは実例を見てみましょう。

- ・ 契約者＝医師医療法人
- ・ 被保険者＝理事（40歳男性）
- ・ 死亡保険金受取人＝法人
- ・ 保険種類＝100歳満了定期保険
- ・ 保険金額＝1億円
- ・ 年払保険料＝205万8000円

（保険料は2分の1損金算入となります。）

医師・歯科医師の平均勇退年齢を 65 歳～75 歳と考慮し、ここでは 30 年後の 70 歳で勇退するものと仮定します。契約時の 40 歳時から勇退時の 70 歳時までの 30 年間の総支払保険料は 6176 万 4000 円となります。一方、70 歳時の解約返戻金は 5778 万円ですから、総支払い保険料のうちの解約返戻金が占める率、つまり解約返戻率は 93.5%となります（法人税を考慮した実質返戻率は 117.6%・実効税率 41%と仮定）。

さて、理事長の最終報酬月額を 100 万円、役員在任年数 30 年、功績倍率 3.0 倍とすると、想定される役員退職金は、100 万円×30 年×3 倍=9000 万円となります。

今回生命保険の解約返戻金によって準備できる金額は 5778 万円ですから、カバー率は 64.2%となることがわかります。本来なら、役員退職金の総額を生命保険金で準備したいところですが、毎年の保険料負担を考えると困難である場合もあります。

また、理事長の勇退年齢が仮に 75 歳あるいは 80 歳と諸般の事情により延びた場合ですが、本事例のように、90 歳超の定期保険であれば、保険期間が長いこと、2 分の 1 損金算入型（2 分の 1 は資産計上）であることから、実質返戻率が 100%を割るのは 98 歳前後となり、後継者の育成を十分に勘定してからの勇退が税務的にも可能と考えられます。

③理事長以外の理事の役員退職金準備

これまで、生命保険を活用した役員勇退退職金準備について解説しましたが、この提案の際に注意しておきたいのは、理事長以外の理事に対する役員退職金の準備も視野に入れておくことです。とくに、理事に、①理事長夫人が就任している、②理事長の兄弟姉妹などの親族がいる、③理事長の後継者（子息）がいるなどの場合は、とくに十分な配慮・心遣いが必要です。そこで、適切な役員退職金支払いを行っていくためには、「役員退職金規程」をあらかじめ制定しておくことが重要です。一人医師医療法人の理事長に対する勇退退職金準備を提案する際には、理事として名を連ねている理事長夫人がキーマンとなることがよくあります。理事長夫人が、理事でありながら法人契約の生命保険に加入していない例や、自身が勇退退職金をもらうことを意識していないことがあります。問題はこれらの理事の勇退退職金の適切な金額を理解していないことや、適切金額の準備が不十分な場合です。理事長に準じた金額の生命保険に加入していることが多いのですが、役員在任年数が長くなると、現契約だけでは勇退退職金の一部しか賄えなくなります。生命保険に未加入などで、退職金準備が不足していることなどが典型的な例です。短期間で勇退退職金を準備するためには、「逡増定期保険」の活用が考えられます。当該退職金準備に適切な生命保険が見つからない場合があります。健康面に不安があり、生命保険加入が難しい場合もあります。しかしこうした場合も、提案をあきらめるのではなく、「他の理事を被保険者とする生命保険で勇退退職金を準備する」という発想の転換が必要です。